

[事案 22-1] 契約転換無効確認請求

平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

転換した際、営業担当者に不適切な募集行為、説明不十分があったとして、転換後契約を無効とし元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年(68 歳時)に営業担当者から提案があり、定期付終身保険(同 4 年加入)を、利率変動積立型終身保険へ一部転換を行ったが、転換手続きにおいて、下記のとおり、営業担当者の不適切な取扱いがあり、錯誤があった。一部転換を無効とし転換前契約に復旧してほしい。

- ①募集担当者は、転換比較表を交付し重要事項について説明することが求められているが(保険業法 100 条の 2、保険業法施行規則第 53 条 1 項 4 号)、そうした勧誘を行っていない。
- ② ア) 転換した後の存続契約の終身保険金額が 500 万円から 200 万円に減額されること、イ) 転換後契約の払込保険料が安くなっているのは、減額された終身保険の積立金から取り崩されるためであること、ウ) 転換後契約の保険料の支払いは終身で、75 歳以降は積立金からの取崩しがなくなり保険料が上がる、ことについて説明がなかったため、消費者契約法 4 条 2 項(不利益事実の不告知)または詐欺(民法 96 条 1 項)に当たる。
- ③転換前契約を継続していくための更新手続きと考え、一部転換契約を行ったものであり、上記②について正しく理解していれば、一部転換契約はしなかった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、適正な手続きにより転換手続きが行われ、申立人に錯誤はなかったものであり、請求に応ずることはできない。

- (1)営業担当者は、契約転換に当り何度か転換プランを提示したが、申立人の要望から、終身保険を削減しそれにより生じた積立金を取り崩して保険料に充てる転換プランを再提案し、概ね了解が得られた。
- (2) 募集人は設計書を用いて、口頭で、終身保険の保険金がかかること、転換部分の保険料に転換前契約の積立金部分が充当されること等の重要な部分について説明した。(同設計書は説明の後、申立人に交付)
- (3)営業担当者による上記説明の後、申立人は意向確認書を読み、提案を受けた内容がニーズに一致していることを確認し、同書面に署名・捺印している。意向確認書で申立人が転換プランが正しく理解されていることが確認された後に、申立人は申込書に署名・捺印し、転換契約が成立した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容、申立人代理人および営業担当者からの事情聴取の内容にもとづき、上記申立人の主張について審理した。

その結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程

第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 申立人の主張①について

- a) 生命保険の募集担当者は、設計書等を使用して契約内容を説明するのが一般的であり、特に転換契約においては転換比較表のある設計書等を使用せずに契約の内容を説明することは困難と言わざるを得ない。従って募集担当者は、申立契約の内容を説明するのに転換比較表のある設計書等を使用したと推認できる。
- b) 本件において、申立人は事情聴取において、募集担当者から何の資料も見せられていない旨を述べるが、勧誘状況全般についての同人の供述は具体性を欠くものだった。これに対し、募集担当者の事情聴取によれば、同担当者は、転換比較表のある設計書を使用して、商品の内容を申立人に説明した状況について具体的に述べ、一部転換契約を締結するに至った経緯についても合理的な説明がなされた。
- c) 従って、申立人の供述及び申立人が主張する間接的な事実のみでは、転換比較表のある設計書等が使用されなかったと認めることはできない。

(2) 申立人の主張②について

- a) 募集担当者が、一部転換契約の説明に際し、転換比較表のある設計書等を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われ、また、これら書面に則して説明するのが一般的であること、募集担当者の事情聴取からも、転換比較表のある設計書等を使用し、その内容に則した説明がなされたことが窺えることからすると、申立人が主張する ア) ～ウ) についても、特段の事情がなり限り説明がなされたと推認するのが合理的と言える。
- b) 本件では、募集担当者がア) ～ウ) について説明を怠ったと認めることができる証拠は、申立人の供述しかなく、他に上記推認を覆す特段の事情は認められない。
- c) よって、募集担当者が申立契約を勧誘するに際し、申立人に不利益となる ア) ～ウ) の事実を告げなかったとは認められず、消費者契約法 4 条 2 項に基づく取消しは認められない。

(3) 申立人の主張③について

- a) 設計書、申込書および意向確認書の記載内容からすると、申立人に錯誤の存在を認めることは困難で、仮に申立人の主張する錯誤が認められるとしても、上記各書面より、契約が更新手続でないことは明らかといえるので、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといえ、申立人から無効を主張することはできない。
- b) 本件における「要素の錯誤」の成否を検討するに、既存の契約より医療保障を充実させようとしたところ、保険料が契約者の負担限度を超える場合に、保険料を減額するため、転換契約により被転換契約の積立金を活用することはあり得ることであり、保険料を減額するために一部転換契約により積立金を取り崩すことが、通常人においても、契約締結を左右する事情であるとは必ずしも認められない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」[注] と認定することはできず、錯誤による無効（民法 95 条

本文) の主張は認められない。

[注]「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、転換契約をしなかったであろうことを意味する。